

吹田民主商工会 いんぷお めしよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8160
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

新型肺炎の経営対策はお早めに

新型肺炎による経営への悪影響が長引いています。早急な感染の収束を願うところですが、さらなる長期化も視野に入れなければいけません。現在の中小業者への行政の支援策では、**保証協会と政策金融公庫による融資制度と雇用保険の雇用調整助成金があります。**ともに事業計画書や休業計画書など申請書類の作成に相応の期間が必要になります。融資・助成金を検討される方はお早めに民商にご相談ください。

影響を受けている会員さんからの声

飲食店では「ランチの客数が減ったが夜の落ち込みは激しい」と多くの会員から大幅な売上減少の声が届いています。ブティックやファッション関連の業種では「暖冬で冬服がなかなか売れない中で、自粛ムードは厳しすぎる」「展示会での販売を主体に仕事をしているが中止となり商売ができない」と非常に厳しい声も上がっています。建設業では「設備の配管部品が入荷待ちで工事に入れない」「設備の設置で本体は国産。接続部分が中国産で入らない。別の製品で代用して設置はできても、規格外部品使用となり、施工後のトラブル時に瑕疵担保保険が適用できない」との仕入の問題や「マンション改装工事で見積もりに行く和管理組合から住民以外の部外者の出入りをしばらく断るとして見積りにさえいけない」などの声が上がっています。また経営問題ではありませんが、7才越えている母親に昔務めていた保育園から1時間でもいいからと応援依頼がきたという声もありました。

建設業のみなさんへ

一人親方労働保険の加入は民商へ

労災保険は本来、労働者が業務や通勤による災害に対する保険給付を行う制度ですが、労働者に準じて保護することが適当とされる一定の人には任意で特別加入が認められています。これが特別加入制度です。建設業や運送業などの7つの業種で認められています。

吹田民商では建設業の特別加入の手続きができます。加入は労働者を使用していないことが条件となります。(労働者を使用している場合は中小事業者の労働保険に加入すればそちらにも特別加入制度があります) 保険料は申告していただいた基礎日額(3500円〜2万5千円の範囲)に1年の³⁶⁵日を乗じて、さらに保険料率(1.8%)を乗じて計算します。また年度の途中で加入した場合はその月数で按分します。(例えば5月17日に加入した場合は11か月) 実際に基礎日額8千円で5月17日に加入した場合8千円×³⁶⁵日×1.8%×11か月÷12か月=48180円となります。加入の際に粉じん作業、振動工具作業、鉛、有機溶剤などを伴う業務に一定期間(3年から6か月)従事していた場合は加入前に健康診断が必要になります。

労働保険の加入はお忘れなく！

労働保険は労働者を対象にした労災保険と雇用保険を総称した言葉です。保険給付は別個で行われますが、保険料の取扱いは一体で行います。民商では労働保険事務組合を運営し会員の労働保険事務の委託を受けています。労働保険加入は民商にご相談ください。

労働保険についてよく聞く誤解です。ご注意ください。

短時間のアルバイト・パートだから必要ない

雇用保険の対象にはならなくても、**労災保険の加入が必ずです。** 保険料が高いとの思い込みも多くありますが、一般的な街のお店などでは負担が軽くなっています。飲食店では支払賃金の0.3%が保険料になります。賃金100万円では保険料は3千円です。建設業等では高くなりますが、内装工事など既設建築物設備工事では保険料率は1.2%。賃金100万円では2万円です。労災発生の危険性や起きた際の重大性を考えればそれほど高い金額ではないはずですが。

民間の保険会社の労災保険に入っているから大丈夫

民間の労災保険はあくまで従業員に対する補償の上乗せや事業所の損失補填でしかありません。**政府による労働保険の代わりにはなりません。** 労災発生時には保険料が遡及して請求され、労働者への療養給付・休業給付などの30%もしくは全額が国から請求されることになります。

労災なんて起きない仕事だから大丈夫

そんなことはありません。**意外なところで労災は発生します。** これまで民商に寄せられた相談では、調理中に誤って調理器具で大ケガ、通勤中に駅の階段から転落、雨のなか通勤の自転車でマンホールに滑って転倒などありました。

裏面に大阪労働局からの

お知らせがあります

伝言板

無料法律相談(要予約)

3月19日(木) 13時00分 民商会館
北大阪総合法律事務所の出前相談です。相談を希望される方は必ずご連絡ください。

所得税・消費税の申告書作成会

3月19日(木) 19時00分 民商会館
3月23日(月) 14時00分 民商会館
支部集会で消費税申告書が作成できなかった方が対象です。申告期限が4月16日に延長されていますが、所得税の申告書作成会もこの日程が最後ですので、まだの方はご参加ください。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と市民と！